



2022年4月13日

各 位

会 社 名 株式会社ニューテック  
代表者名 代表取締役社長 早川 広幸  
(コード番号 6734 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役副社長兼管理部長 宮崎 有美子  
電 話 03-5777-0888

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月25日開催予定の第40期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 事業目的の変更

今後取り扱う可能性のある事業に機動的に対応できるようにするため、定款の事業目的を変更するものであります。

##### (2) 補欠の監査等委員である取締役の選任

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を選任できる旨の規定を設けるものであります。

##### (3) 株主総会参考書類等の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を設けるものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を設けるものであります。
- ③ 上記に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
- ④ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条第3項の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ⑤ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2022年5月25日(予定)  
定款一部変更の効力発生日 2022年5月25日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 <u>通信機器の製造及び輸出入並びに国内販売</u></p> <p>2 <u>事務機器の製造及び輸出入並びに国内販売</u></p> <p>3 <u>電機器の製造及び輸出入並びに国内販売</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>4 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略) (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第14条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第18条 (条文省略) (選任方法)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1 <u>電気通信機器、コンピュータのハードウェア及びソフトウェア並びに周辺機器の企画、開発、製造、販売、関連サービスの提供及び輸出入</u></p> <p>2 <u>情報収集、情報処理その他情報サービスの提供</u></p> <p>3 <u>事務機器の製造、販売及び輸出入</u></p> <p>4 <u>弱電機器の製造、販売及び輸出入</u></p> <p>5 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条～第43条 (条文省略)</p> <p>(附 則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>④ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>⑤ <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(附 則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条</p> <p>① <u>定款第13条第3項の削除及び定款第14条の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条第3項は、なお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>